

第9回香南市農業委員会議事録（令和2年9月）

1. 開催日時 令和2年10月2日（金） 午後1時44分から午後3時38分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（37人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、
5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、1
0番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸
典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、1
9番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（18人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番
野嶋由慎、7番黒岩健志、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久
武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、17番
谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

8番岩川 寛（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 4番井澤 傳 5番門脇芳充

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議について

②農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について

③農地あっせん申し出について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局主任

宇田 道太郎

農業委員会事務局主事

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第9回香南市農業委員会を開催致します。ようやく暑さもやわらぎ秋らしくなってきました。柿もみかんも日に日に色濃くなり、山里では収穫のにぎわいが広がってきました。先月は、残暑厳しい中での農地パトロール活動、ご苦労様でございました。今後の活動にも活かしていただきたいと願っております。最初に本日の出席委員の報告を願います。

（ 開会 13 時 44 分 ）

事務局 本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは8番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。4番井澤委員、5番門脇委員を指名いたします。両委員さんよろしくをお願いします。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解の程よろしくお願いします。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号42番の説明を致します。
申請地は野市町本村字子ギヤシキ1379番1、地目 畑、面積43㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号42番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7 番 事務局の説明どおりで別に問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号43番の説明を致します。
申請地は香我美町上分字西島4026番外1筆、地目は田、面積は2,805㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号43番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7 番 譲受人は自作地もきれいに管理されておりまして問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号44番の説明を致します。
申請地は香我美町上分字白石野4114番、地目は田、面積は1,287㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号44番に

つきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号45番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ウノ丸1616番外8筆、地目は田、面積は6,145㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号45番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 事務局から説明がありましたが、ここは今まで何年も遊休農地で草が生えていたて放棄状態になっていたところです。譲受人が作ってくれるという事で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号46番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字大平2751番8、地目は畑、面積は532㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号46番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 山の中ですが、みかんを栽培したいという事で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号47番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字大平2753番3、地目は畑、面積は548㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号47番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号48番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字レノ丸502番1外1筆、地目は畑、面積は2,785㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号48番につきまして、譲受人は現在の借入地と今回取得する農地を加えると農地法3条2項5号の下限面積要件40アールをクリアしています。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり、その他の農地法3条第2項各号にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 49 番の説明を致します。
申請地は野市町母代寺字亀山口 504 番 15 外 1 筆、地目は畑、面積は 323 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 49 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 19 推進委員さんお願いします。

19 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
推進委員

事務局 続きまして、受付番号 50 番の説明を致します。
申請地は野市町母代寺字亀山口 504 番 17、地目は畑、面積は 33 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 50 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 19 番推進委員さんお願いします。

19 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
推進委員

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

14 番 48 番ですが、譲受人は借入地を入れて 40 アールを超えるという説明がありましたが、借入地が最低限どれ位あったら売買の権利ができるのかというものはありますか。

事務局 借入地がいくらという基準はありません。全部で 40 アール以上です。

14 番 借入地がなければ、40 アール以上買えばできるという事ですか。

事務局 新規の方なら、そういう事もあります。前回そういう案件がありました。

12 番 45 番は贈与という事ですが関係ある方か。

事務局 関係ある方とは聞いていませんが、贈与という事です。

議長 他にございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3 条 9 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして受付番号 2 4 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヨノ丸 2 5 2 6 番 1、地目は田、面積は 1,8 4 6 m²です。

位置図及び配置図は 1 ページから 3 ページ、現況写真は 1 ページ・2 ページをご覧ください。

申請地は、国道 5 5 号線沿い南にあるカラオケクアトロの南隣りに位置し、集合住宅 3 棟 2 0 世帯分、駐車場 2 9 台分の建築をするものです。

ただし、後でご説明する受付番号 2 5 番と合わせて、現況写真 1 ページ上段の航空写真のとおり、2 筆の農地を、それぞれ別の譲受人が長屋住宅用地として転用する計画であり、その内の北側が本件にあたります。なお、本件と受付番号 2 5 番の申請地を合わせた面積は 2,8 9 9 m²であり、香南市土地環境保全条例に係る開発に該当するため、本件の譲受人と受付番号 2 5 番の譲受人との連名で香南市土地環境保全条例の申請を行っております。

周囲の状況は、東は宅地、西は香南市公衆用道路を挟み宅地、南は譲渡人所有で、受付番号 2 5 番で申請している田、北は青線・赤線を挟み宅地です。

農地の区分としては、「のいち駅から 8 5 0 m 以内にある農地」で第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、2 0 cm 盛土をして整地し、敷地内通路、露天駐車場敷地はアスファルト舗装とする計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図は 3 ページの排水計画図のとおり、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、敷地内西側の新設水路を経由し、公衆用道路を横断して西側の既設水路へ排水します。雨水は申請地内に 4 ヶ所雨水浸透枡を設置し、溢れる分は敷地内の新設水路を経由して生活雑排水と同様に西側既設水路へ排水する計画です。排水に関しては地元の同意を得ています。

受付番号 2 5 番の申請と合わせて、西側道路香南市認定農道への排水管設置については香南市建設課より許可済みです。

また、受付番号 2 5 番の申請と合わせて開発地全体でみた北側および南側にある赤線・青線と開発地との間の間詰め工事についても香南市住宅管財課より許可済みです。

また申請地西側の香南市認定農道は建築基準法上の道路ではありませんので、建築にあたっては建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の許可が必要となりますが、これについても高知県建築指導課より許可されていることを確認済みです。

なお、本年 9 月 2 8 日に開催されました開発審査会でも、この計画で承認を得ております。

補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします

1 8 番 それぞれ譲受人が違いますが、西も東も同じラインまで宅地化するという事で、

特に問題ないと思います。

事務局

続きまして受付番号 25 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヨノ丸 2526 番 2、地目は田、面積は 1,053 m²です。

ここで、議案書 8 ページの譲受人の住所欄の訂正をお願いいたします。

位置図及び配置図は 4 ページから 6 ページ、現況写真は先程と同じく 1 ページ・2 ページをご覧ください。

申請地は、先ほどご説明した受付番号 24 番のすぐ南隣の農地であり、集合住宅 2 棟 12 世帯分、駐車場 17 台分の建築をするものです。

周囲の状況は、東は宅地、西は香南市公衆用道路を挟み宅地、北は譲渡人所有で、受付番号 24 番で申請している田、南は青線・赤線を挟み譲渡人所有の田、南西は香南市公衆用道路を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、先程と同様で「のいち駅から 850 m 以内にある農地」で第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、20 cm 盛土をして整地し、敷地内通路、露天駐車場敷地はアスファルト舗装とする計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図は 6 ページの排水計画図のとおり、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、敷地内西側の新設水路を経由し、公衆用道路を横断して西側の既設水路へ排水します。雨水は申請地内に 2 ヶ所雨水浸透枳を設置し、溢れる分は敷地内の新設水路を経由して生活雑排水と同様に西側既設水路へ排水する計画です。排水に関しては地元の同意を得ています。

先ほど受付番号 24 番でご説明しましたとおり、西側道路への排水管設置については香南市建設課より許可済みであり、申請地南側の赤線・青線との間の間詰め工事についても香南市住宅管財課より許可済みです。

また、受付番号 24 番と同様に、申請地西側の香南市認定農道に関する建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可申請については高知県建築指導課より許可されていることを確認済みです。

なお、本年 9 月 28 日に開催されました開発審査会でも、この計画で承認を得ております。

補足説明があれば 18 番農業委員さんお願いします

18 番

問題ないです。

事務局

続きまして受付番号 26 番の説明を致します。

申請地は、香我美町下分字楠ノ木 869 番 3、地目は田、面積は 480 m²です。

位置図及び配置図は 7 ページから 9 ページ、現況写真は 3 ページから 6 ページをご覧ください。

申請地は香南市役所香我美庁舎の南東約 480 m に位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北は香南市道を挟み宅地、東・西・南も全て宅地です。なお、南西は通路状の宅地を挟んだ向かいに畑がありますが、この畑も同意書取得済みです。

農地の区分としては、「宅地、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地」で、第 3 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては20cm盛土を行い、東側と西側にコンクリート擁壁を設置します。南側には既に石垣が設置されておりそのまま利用します。

排水につきましては、位置図及び配置図9ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地南側の869番1と866番1の宅地および866番2の畑、現況山林となっておりますが、そこを通った後に、最終的に南側の香南市用悪水路へ排水し、雨水も生活雑排水と同様に南側水路へ排水します。

排水に関しては、最終排水先は香南市用悪水路ですが、地元土地改良区が管理しているとのことですので、地元土地改良区の同意を得ており、計画に伴う香南市用悪水路への排水管接続については既設の排水管であるため、新たな工事および占用許可申請が不要であることを香南市建設課と協議済みです。用悪水路北側にある赤線の横断についても同様に、既設管をそのまま使用する計画であるため新たな工事および占用許可申請が不要である旨を香南市住宅管財課と協議済みです。

また、排水経路となっている869番1と866番1の宅地および866番2の畑の所有者からは、排水管の埋設と既存排水路の使用に関する承諾を得ております。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 排水についても承諾を得ており、隣地の同意もあるので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。
5条3件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し、意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号29番の説明を致します。
申請地は、香我美町下分字奥ヶ谷585番、地目は宅地、面積は1,604.04㎡ですが、そのうち400㎡の現況地目が「畑」で登録されております。
位置図は10ページ、現況写真は7ページ・8ページをご覧ください。
申請地は、昭和28年に先代が相続し、昭和54年に現所有者の夫がブラジル在住時に相続後、平成31年に現所有者が相続して現在に至ります。各相続人は畑作を営んだことが無く、登記地目も宅地ですが、一部、現況地目が「畑」と登録されており、現況は山林化しています。
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 事務局と現地確認をしました。山林化していて問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号30番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字リノ丸579番18、地目は畑、面積は13㎡です。

位置図は11ページ、現況写真は9ページをご覧ください。

申請地は、大正時代から隣接する581番3、581番4の宅地と一体で建物の敷地となっており、現在に至ります。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 宅地の一部となっていますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。

12番 29番ですが、地目が宅地で現況畑で現在、山林化しているという事ですが、畑にするには簡単ではないと思うが、地目が畑というのは確認していますか。

事務局 現況課税地目は畑になっています。

12番 課税上、畑になっているということですが、通常であれば宅地課税が畑の課税になっている、税金も違ってくるので中々難しいと思うが地目が変わっているのを確認しているかを聞いています。

事務局 登記上は宅地です。申請地は1,604.04㎡あって登記地目は宅地で経緯はわかりませんが、その内400㎡が課税地目畑の登録になっています。申請者の方もわからないとのこと。登記地目が農地以外でも課税地目が農地で農家台帳に登録されている場合は農地法がかかりますので、今回現況が山林化しているという事で非農地申請が出されたという事です。

今までも、そういうケースがありましたが、税の方は所有者から申出があつて確認等したうえで現況課税をしています。この当時はどうかわかりませんが、何らかの申出があつたか経緯はわかりませんが、何代も前の話ですので。それが数十年放置されて山林化したので非農地申請が出ているという事です。

6番 登記が宅地で現況が畑で山林化していて、今回出てきていますが、農地が台帳
推進委員 上なくても非農地で農地でないという審査をしないといけないのですか。

事務局 補足として、申請者は県外在住で、こちらには縁のない方ですが、先代から相続してきた土地について親族の中で県内に住んでいる方がいるので、その方に譲るということで、法務局とのやり取りの中で一部現況地目が畑になっているので、そのままでは登記ができないという事で相談があり、今回出てきております。現況地目が農地と登録されたら農地という扱いになり、そうなれば農地法のかかる土地という事になります。

4番 その関連ですが、地目が宅地なものに対して非農地証明を出すというのはりくつに合わないが。説明を受けた中で、一部が畑であれば、その部分に対しての証明ならわかりますが。

事務局 この農地の一部が現況農地であるので農家台帳にも登録されています。非農地証明をするにあたっては、その部分を分筆するというケースはありますが、この場合以前にもありましたが、土地の一部という申請ができないので一筆の申請で、

それに対する判断となります。

4 番 それなら表記を畑にしては。

事務局 議案書に表記してある地目はずっと登記地目で記載していましたので、今回もそういう記載になっています。今後はわかるように記載します。

1 4 番 説明がありましたが、農地の隣に宅地があって、その農地が放棄されて宅地も放棄されて草が生えてきてわからなくなった場合、もともと家があったかもしれない。住宅等が壊れて、何十年も経って農地からの草が覆ってきて非農地にしたいと言ったらできるということですか。

事務局 もともと宅地であれば非農地証明は関係ありません。
経緯はわかりませんが、もともと宅地で、その一部が現況地目農地になっています。

7 番 一筆の内一部畑があったんですよ。それ以外は宅地課税をしてた訳ですよ。

事務局 そうです。

7 番 4 番委員が言うように、宅地を非農地というのはおかしいので事務局が言ったように訂正して、それから審査するようにしたらよいのでは。

6 番 一筆の一部が畑で非農地の処理上一筆ですから、分筆してから出し直してもらうことはできないですか。

事務局 ここについては分筆まで求める案件ではないので、一筆の申請という形になっています。それで表記の仕方がわかりづらかったこともありますので、訂正するという意味ではないですか。

7 番 このままではわからないので。

事務局 ここについての表記の訂正をさせていただきます。

1 1 番 内何㎡と記載がないのでわからなくなる。一部を農地に変える場合には分筆しないといけないと言われた例があったと思うが、この場合も分筆しないといけないのでは。

事務局 今回の場合、一部が畑になっていたものを宅地の部分も山林化しており、ものとおおり一体的にしようとしているものであるので分筆を求めるものではないという判断です。別の用途での使用目的があれば分筆して用途に合わせて申請してくださいという事になりますが。

1 7 番 一部について、現況が畑として課税されていることも疑問があるところですが、一筆での申請でないということのもおかしいのでは、内何㎡で処理するとかにしない

いといけないのでは。

1 番 いろいろ意見が出ておりますが、記載を変えてもらって、それについての非農地証明を出せるかの審議という形にすれば良いのでは。ここは写真を見ても許可できる案件であると思うので

議長 暫時休憩します。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より説明願います。
(休憩 1 4 時 4 3 分～1 4 時 5 8 分)

事務局 地目が宅地で全体の面積を記載していたので、わかりづらく説明不足でありましたので、2 9 番の案件の地目、面積の下に「内 4 0 0 m²が現況地目畑であるため、そこに対する審議である。」と追加して審議をしていただきたいと思います。

7 番 畑になっている部分についての非農地証明ということですか。

事務局 証明書としては一筆での証明になりますけど、追記して畑の部分についての審議という事でお願いします。

1 1 番 全部を証明するのはおかしいのでは。

事務局 委員のおっしゃることもわかりますが、申請書に内という記載をする所がないことと、それを記載すると、今まで分筆して出していたところと、ここは意味合いが違うので表記しづらい中身になっています。

1 4 番 一筆なので分けれないという事で、特例として審議してくださいという事ですか。

事務局 特例という事はないですが、今までも登記地目が宅地とか山林はありました。今回宅地で面積も広がったので疑問を持ったと思いますが、今回については一部農地があって、それを所有者が法務局で指摘を受けて、このままでは所有権移転等の登記ができないという事で、申請が出てきて、あまりないケースですが、分筆するとかという案件でもないの、今審議をしている訳ですが、その中で証明の出し方として分筆して分けるものではないので、一筆での証明、あくまでも非農地証明なので、もともと宅地部分について該当するものではないというのは明らかな事であります。

1 4 番 説明を受けたので、書き方等は別として審議して認められるということになれば良いという事ですね。

1 7 番 そもそも相続人も畑になっていた記憶がないのに、どうして畑になっているか不可解ですが。

事務局 事実として現況地目が畑になっているので、そこを今これ以上議論しても、経

緯の確認が取れないので、一筆を一つの地目にするしか現所有者が何かをするには、それしかないのです。申請人の先代の頃の事ですし、課税がいつからかの確認もできません。当時は畑にして申出があったのかもしれないし、現況が農地で農家台帳にも載っている以上は農地としての扱いになります。

12番 放棄地のようであるが。

8番 現況としては山林化している。

3番 議論してきて、内容も分かったと思うので、この件の採決をしたらどうですか。

議長 採決をという事で、提案がありましたが、採決に移ってよろしいですか。
ご異議ございませんか。
(なしの声)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明2件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号25番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字北川原1281番1外3筆、地目は田、面積1,193㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号26番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字須磨689番1、地目は田、面積1,247㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号27番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字須磨690番1、地目は田、面積1,122㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号28番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字曾我340番1外1筆、地目は田、面積1,991㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号29番の説明を致します。

申請地は野市町中ノ村字上貝副 890 番 1 外 4 筆、地目は田、面積 4,206 m²。
賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。
新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 他にありませんか。
(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第 18 条による合意解約について 5 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定 15 件、所有権の移転 1 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 4 件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりにして、その他の件について①農地法第 3 条許可後の 3 年 3 作に係る事前協議について、事務局より説明願います。

事務局 その他の件①の「農地法第 3 条の許可後の 3 年 3 作に係る事前協議」についてご説明いたします。資料は表紙の上に「農地法第 3 条の許可後の 3 年 3 作に係る事前協議」と記載された冊子をご覧ください。

本年 4 月 2 日の農業委員会で一度ご説明しましたように、この事前協議の内容としては、資料 3 ページにある高知県の取扱方針に記載されているように、通常、農地法第 3 条の許可により農地を取得した場合、取得後 3 年を経過し、かつ 3 耕作以上の実績いわゆる 3 年 3 作の実施後でないと転用申請ができませんが、3 ページの赤枠で囲んだように、真にやむを得ないものと認められ、香南市農業委員会と高知県との事前協議を完了したものは、この限りではないものとして取り扱われております。

本件は、ここに記載されている農業委員会との事前協議として提出されたものです。

申請者は社会福祉法人 香南会で、資料 5 ページの地図に赤色で協議箇所と示したとおり、吉川町古川にある総合福祉ゾーン オークの里の北側に位置する申請地、吉川町古川字八幡北新開 3 3 2 番、地目は畑、4 8 5 m²のうち 3 2 6. 8 2 m²を新型コロナウイルス感染発生時対応の多機能型簡易居室の設置用地とするものです。

申請者は平成 2 6 年に申請地を農地法第 3 条第 1 項の規定による許可で取得しましたが、その後、3 年 3 作を実施しないまま、令和元年 7 月から申請地に花壇を設置しておりました。世界的な新型コロナウイルス感染拡大の中、総合福祉ゾーンオークの里には、重度の障がい者、高齢者が多く入居しており、新型コロナウイルス感染が発生した場合、重症化や命を落とす可能性が高いと考えられるため、施設内で感染者が発生した場合、速やかに隔離して感染拡大を防ぐための施設をこのほど設置するものです。

ここで資料に 1 箇所訂正がございます。資料 1 ページ目の最下段から 2 ページ目の 1 行目にかけて「現在 3 年 3 作を行っている香南市吉川町古川字八幡北新開 3 3 2 番・3 3 3 番、農地 2 筆を活用し…」とありますが、今回、3 3 3 番という土地は含まれておりませんので、すみませんが訂正をお願いします。

なお、同じ地番で福祉避難所用倉庫の設置に関して本年 3 月に同様の事前協議書の提出があり、本年 4 月 2 日の農業委員会の後、県の審査中でしたが、その時の事前協議については、申請者より取り下げる意向である旨の連絡を受けています。

土地利用計画図は資料 6 ページ、設置する施設の平面図と立面図は資料 7 ページ、申請地の現在の写真と、前回事前協議書の提出があった際の写真をそれぞれ資料の 8 ページと 9 ページに載せております。

本年 4 月 2 日の農業委員会の後、花壇だけでなく、全体を耕作することや 3 条で取得した時の計画通り入居者が実際に耕作している様子を報告することを香南会へ伝えていたものの、十分な対応ができていないことに対しては香南会より、主に人手不足のため十分な耕作ができていない旨の理由が提出されています。

なお、申請地は農業振興地域内の農用地ですが、今回の事前協議が完了した場合、農地法第 4 条による一時転用申請を行う予定であり、一時転用は農振除外が不要ですので、順調に手続きが進んだ場合は、近々、農地法第 4 条の一時転用申請書が提出される予定です。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、この件につきましてご異議ございませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なければ農業委員会と協議済として、同じ内容で県へ協議書を提出します。

議長 続きまして、②農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について事務局より説明願います。

事務局 お手元に広報の原稿資料をお配りしています。新体制になって 2 期目の募集を行いますので、皆様よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、続きまして、③農地のあっせん申し出について貸付1件、事務局より説明願います。

事務局 この件については、興味を持たれてる方がおりまして、交渉中でありますので、その結果をみて、また報告します。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。
(なしの声)

議長 異議なしと認め、決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

12番 3条で贈与が出ていましたが、他人でも構わないのですか。普通親族等の場合
推進委員 だと思いますが。

事務局 たしかに身内等で行う事が多いですが、過去にも少ないですが他人に贈与したケースはあります。身内でないといけないということはありません。

12番 贈与税はかかりますか。
推進委員

事務局 納税猶予制度はあります。条件が合えば猶予というのはありますが、免除されるわけではありません。贈与税については詳しいことは承知しておりません。

議長 他にございませんか。
ないようでしたら、以上で第9回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
どうもありがとうございました。
なお、次回の農業委員会は、11月2日(月)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 15時38分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長